

◎新潟県告示第1267号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書きの規定により、弁天潟鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新し、同条第1項により、指定した弁天潟鳥獣保護区の区域を次のとおり変更する。

平成27年10月2日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 弁天潟鳥獣保護区

(1) 区域

北蒲原郡聖籠町大字蓮野地内の弁天潟風致公園（駐車場を含む。）の区域とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、市街地近郊に残された砂丘湖を取り巻く地域で、多様な鳥類が生息し、また渡り鳥の中継地としても重要であることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。